

丸亀市新第二学校給食センター整備運営事業

実施方針

令和7年1月

(令和7年1月31日修正)

丸亀市

目 次

1. 事業概要	1
1.1. 事業名	1
1.2. 事業に供される公共施設の種類の種類.....	1
1.3. 公共施設等の管理者の名称	1
1.4. 事業の目的.....	1
1.5. 用語の定義.....	1
1.6. 基本理念・基本方針	2
1.6.1. 基本理念.....	2
1.6.2. 基本方針.....	3
1.7. 事業方式	4
1.8. 事業スキーム	4
1.9. 事業期間	4
1.10. 業務範囲	4
1.11. 事業者の収入	6
1.12. 事業の実施スケジュール（予定）	7
1.13. 法令等の遵守	7
1.14. 個人情報保護	7
2. 事業者の募集及び選定に関する事項	8
2.1. 事業者の募集及び選定方法	8
2.2. 事業者の募集及び選定の手順	8
2.2.1. 事業者の募集・選定スケジュール	8
2.2.2. 募集及び選定の手続き等	9
2.3. 参加者が備えるべき参加資格要件	12
2.3.1. 参加者の構成等.....	12
2.3.2. 参加者の資格要件	13
2.3.3. 地域経済への配慮等	19
2.3.4. 参加資格の確認.....	19
2.4. 審査及び選定に関する事項	19
2.4.1. 審査及び選定に関する基本的考え方	19
2.4.2. 審査の方法	19
3. 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	21
3.1. 責任分担に関する基本的な考え方	21
3.2. 予想されるリスクと責任分担	21
3.3. 事業の実施状況の監視	21
4. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	25

4.1. 本件施設用地の立地条件等	25
4.2. 施設要件	25
4.2.1. 基本的考え方	25
4.2.2. 献立方式.....	25
4.2.3. 施設規模.....	25
4.2.4. 施設機能.....	26
5. 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項 ..	26
6. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....	26
6.1. 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	26
6.2. 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合.....	27
6.3. 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合	27
6.4. その他.....	27
7. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項.....	27
7.1. 法制上及び税制上の措置に関する事項.....	27
7.2. 財政上及び金融上の支援に関する事項.....	27
7.2.1. 交付金及び地方債等	27
7.2.2. その他の財政上又は金融上の支援	27
8. その他事業の実施に関し必要な事項.....	27
8.1. 議会の議決.....	27
8.2. 情報公開及び情報提供	28
8.3. 本事業において使用する言語等.....	28
8.4. 本プロポーザルの参加に伴う費用負担.....	28
8.5. 実施方針に関する問合せ先	28

1. 事業概要

1.1. 事業名

丸亀市新第二学校給食センター整備運営事業（以下「本事業」という。）

1.2. 事業に供される公共施設の種類

学校給食センター

1.3. 公共施設等の管理者の名称

丸亀市長 松永 恭二

1.4. 事業の目的

丸亀市（以下「市」という。）では、現在、昭和 58 年開業の既設の学校給食センター棟（以下「既存センター棟」という。）と平成 24 年開業の米飯棟（以下「米飯棟」という。）にて給食調理業務の運用を行っている。

既存センター棟は建築後 40 年以上が経過しており、建物や設備の老朽化が進み、調理動線の効率性・衛生管理への対応等、施設・設備面での対策が課題となっており、安全・安心な給食の提供を継続するために、学校給食衛生管理基準に合わせた新たな施設整備が求められている。

これらの背景を踏まえ、市では、令和 6 年 3 月に「丸亀市新第二学校給食センター整備基本計画」（以下、「基本計画」という。）を策定した。

本事業は、基本計画において整備することとした学校給食センターの整備・運営を行い、安全安心で魅力ある学校給食を実現することを目的とする。

また、民間事業者の有するノウハウを活用し、将来的な給食の安定供給と発展性が期待できる DBO 方式の導入を図るものとする。

1.5. 用語の定義

実施方針において、使用する用語は、以下の定義とする。

ア 本件施設

新たに整備する丸亀市新第二学校給食センターの建物本体、建築設備、調理設備、付帯施設、植栽・外構等を含むすべての施設（渡り廊下を除く）をいう。

イ 渡り廊下

新たに整備する本件施設と米飯棟をつなぐ渡り廊下をいう。

ウ 本件施設用地

本件施設を建設する事業用地であり、事業者の維持管理の対象範囲となる土地をいう。

エ 調理設備

調理釜、冷蔵庫等動力を用い、設備配管等の接続により建物に固定して調理業務に使用する機械設備及び平面図等で提示可能な調理に必要な什器（作業台、移動台、戸棚、コンテナ等）をいう。

オ 調理備品

ボウル、温度計、計量カップ、はかり、まな板等、調理業務に必要な備品をいう。

カ 事務備品

机・椅子、電話、棚等、調理以外の目的で使用する建物に固定しない備品をいう。

キ 什器備品

調理備品と事務備品を総称したものをいう。

ク 食器・食缶等

食器、食器かご、食缶、おたま等、園児・児童・生徒（以下、園児・児童・生徒等を合わせて「生徒等」という。）・教職員が使用する備品をいう。

ケ 配送校

本事業において給食配送対象となる幼稚園、小学校、中学校をいう。

コ 配膳室

配送校に提供する給食の一時保管場所をいう。

サ 保守

初期の性能及び機能を維持する目的で、周期的又は継続的に行う注油、小部品・消耗品の取替等の軽微な作業をいう。

シ 修繕

劣化した部位・部材又は機器の性能・機能を原状（初期の水準）又は実用上支障のない状態まで回復させることをいう。ただし、保守の範囲に含まれる定期的な小部品・消耗品の取替等は除く。

ス 更新

劣化した部位・部材や機器などを新しい物に取り替えることをいう。

セ 補充

破損や損傷した備品等を新しい物に取り替え、当初と同じ数量に維持することをいう。

ゼ 事業契約

基本協定、設計・建設業務請負契約及び運営・維持管理業務委託契約を総称したものをいう。

ゾ 事業契約書

基本協定書、設計・建設業務請負契約書及び運営・維持管理業務委託契約書を総称したものをいう。

1.6. 基本理念・基本方針

1.6.1. 基本理念

既存センター棟の老朽化と新しい学校給食衛生管理基準への対応及び効率的な事業運営を実施するため、本件施設の整備を推進する。

また、新たな第二学校給食センターでは、次の基本理念に基づき、本事業を確実に実現することを目標とする。

— 基本理念 —

学校給食センターは、園児・児童・生徒が安心して和やかな給食時間を過ごせ、
健康のための食事について学べる学校給食を目指し、
「安全・安心でおいしい学校給食」の提供に努める

1.6.2. 基本方針

(1) 安全で安心な学校給食を安定供給できる施設

- ア 文部科学省の「学校給食衛生管理基準」をはじめ、「大量調理施設衛生管理マニュアル」等に基づき、衛生管理の徹底を図るため、HACCP（危害分析及び重要管理点）の概念に基づいた施設を整備する。
- イ 施設はドライシステムを基本とし、作業内容に応じた作業室を整備し、汚染作業区域と非汚染作業区域の区分を明確化する。
- ウ 異物混入対策として、金属探知機等による検査と目視点検の徹底を継続するとともに、地元農家からの地産食材の直接受入れに対応する泥落室を設け、異物混入対策の強化を図る。
- エ 施設の安定稼働のために、迅速かつ適切な維持管理が行える施設・設備の整備を行う。
- オ 非常用食品資材等の備蓄の設置や、近隣住民等への炊き出し等の対応が可能な移動式釜等の設備を導入する。

(2) 多様な献立に対応でき、おいしい給食を提供できる施設

- ア 多様な献立の提供を可能にするための設備や作業スペースを整備する。
- イ 学校給食衛生管理基準に則り、調理完了後から2時間以内に適温で生徒等が喫食できるように配送体制や調理設備を整える。

(3) 安全にアレルギー対応給食が提供できる施設

- ア 食物アレルギー等の生徒等に除去食及び代替食を調理するためにアレルギー食対応調理室を整備する。

(4) 食育に関する情報を発信できる施設

- ア 調理の状況などが見学できる見学通路、子どもの食に関する教育・学習や保護者を対象とした試食会等に活用できる調理実習室や研修室など、地域の幅広い世代が楽しめる食育のためのスペースを整備する。
- イ 地産地消の積極的な推進、有機農産物の利用拡大、季節ごとに行事食や郷土料理を献立に取り入れるために泥落室等の必要な施設・設備を整備する。

(5) 経済的で効率的な調理環境の施設

- ア 作業領域は、一方向動線となるよう考慮し、食材搬入から給食の搬出までのスムーズな作業動線を確保し、作業効率の向上と働きやすい室内環境を整備する。

(6) 環境負荷の低減に配慮した施設

- ア 「丸亀市地球温暖化対策実行計画」に基づき、太陽光発電設備の設置に加え、外皮の高断熱化・高効率設備の導入により、調理作業区域を除く区域での ZEB ready 以上の認証を目指す。
- イ 残渣をたい肥化する生ごみ処理機の導入など、引き続き環境負荷の低減に配慮した設備を導入する。

(7) 次世代に負担を残さない施設

ア 将来の調理数の増減に柔軟に対応できる施設・設備とする。

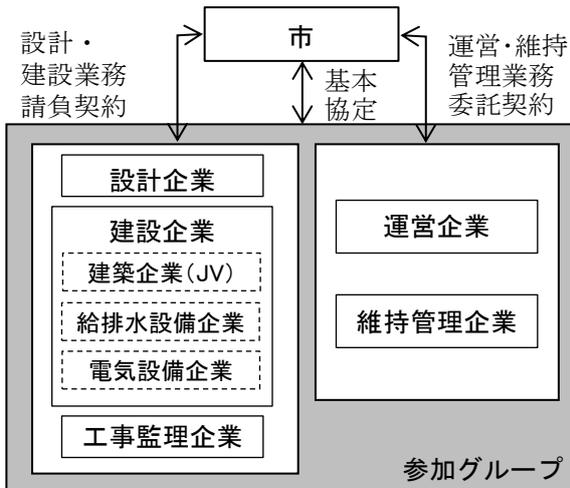
1.7. 事業方式

本事業は DBO（Design：設計、Build：建設、Operate：運営）方式により実施する。

市は、本件施設の設計・建設及び運営・維持管理に係る資金を調達する。なお、本件施設は、市が所有する。また、本事業は、学校施設環境改善交付金の対象事業として実施する。

1.8. 事業スキーム

事業スキームは、以下のとおりとする。



※1 各企業の概要は、「2.3. 参加者が備えるべき参加資格要件」のとおりとする。

※2 基本協定及び設計・建設業務請負契約は、令和7年11月上旬を目途として締結（設計・建設業務請負契約は仮契約）し、設計・建設業務請負契約は市議会の議決を得たときに本契約として効力を生じるものとする。

※3 運営・維持管理業務委託契約は、設計・建設業務請負契約の本契約と同一日に契約を締結する。

1.9. 事業期間

本事業の事業期間は、設計・建設業務請負契約及び運営・維持管理業務委託契約締結日から令和25年3月末日までとする。

1.10. 業務範囲

事業者が行う業務の範囲は次のとおりとする。

ア 設計・建設業務

- (ア) 事前調査業務
- (イ) 設計業務
- (ウ) 建設業務
- (エ) 既存施設の解体撤去業務
- (オ) 渡り廊下整備業務
- (カ) 第二期外構・植栽整備業務
- (キ) 既存センターの環境整備業務
- (ク) 工事監理業務
- (ケ) 調理設備調達業務
- (コ) 調理備品調達業務
- (サ) 食器・食缶等調達業務
- (シ) 事務備品調達業務

-
- (ス) 近隣対応・周辺対策業務
 - (セ) 各種許認可申請等の手続業務
 - (ソ) 竣工検査及び引き渡し業務
 - (ス) その他これらを実施する上で必要な関連業務

イ 開業準備業務

- (ア) 各種設備・備品等の試運転
- (イ) 什器備品台帳・調理設備台帳の作成
- (ウ) 各種マニュアルの作成
- (エ) 開業準備期間中の施設の維持管理
- (オ) 本件施設及び運営備品の取扱いに対する習熟
- (カ) 従業員等の研修
- (キ) 調理リハーサル
- (ク) 配送リハーサル
- (ケ) 配膳リハーサル
- (コ) 給食提供訓練業務
- (サ) 内覧会・開所式の開催支援
- (シ) 事業説明資料の作成
- (ス) 映像紹介資料の作成
- (セ) その他これらを実施する上で必要な関連業務

ウ 維持管理業務

- (ア) 建築物保守管理業務
- (イ) 建築設備保守管理業務
- (ウ) 外構等保守管理業務
- (エ) 調理設備保守管理業務
- (オ) 事務備品保守管理業務
- (カ) 清掃業務
- (キ) 警備業務
- (ク) 長期修繕計画作成業務
- (ケ) その他これらを実施する上で必要な関連業務

エ 運営業務

- (ア) 食品検収補助・保管業務（米飯棟に係る食品検収補助・保管業務を含む。）
 - (イ) 調理業務（米飯棟に係る炊飯調理業務を含む。）
 - (ウ) 配送・回収業務（米飯棟に係る配送・回収業務を含む。）
 - (エ) 洗浄・消毒等業務（米飯棟に係る洗浄・消毒等業務を含む。）
 - (オ) 配膳業務
 - (カ) 廃棄物処理業務
 - (キ) 運営備品保守管理業務（米飯棟に係る運営備品保守管理業務を含む。）
 - (ク) 配送車維持管理業務
 - (ケ) 衛生管理業務
 - (コ) 食育推進支援業務
-

-
- (サ) 広報支援業務
 - (シ) 災害時等支援業務
 - (ス) その他これらを実施する上で必要な関連業務

なお、運營業務のうち、市が実施するものは、以下のとおりである。

- (ア) 食品調達業務
- (イ) 食品検収指示業務
- (ウ) 献立作成業務
- (エ) 栄養管理業務
- (オ) 調理指示業務
- (カ) 給食費徴収管理業務
- (キ) 食数調整業務
- (ク) 広報業務（見学者対応を含む。）
- (ケ) 食育業務

1.11. 事業者の収入

本事業における事業者の収入は以下のとおりであり、原則として、市が事業者からサービスを購入する形態の事業である。

ア 設計及び建設に係るもの

市は、事業者が実施する設計・建設に係る請負代金について、基本的に出来高に応じて支払う。

イ 開業準備に係るもの

市は、事業者が実施する開業準備に係る委託料について、運営・維持管理期間開始時に事業者へ一括で支払う。

ウ 運営及び維持管理に係るもの

市は、事業者が実施する運営・維持管理に係る委託料について、運営・維持管理期間にわたって、四半期ごとに事業者に支払う。

1.12. 事業の実施スケジュール（予定）

日程	内容
令和7年11月	基本協定の締結及び設計・建設業務請負契約の仮契約締結
令和7年12月	設計・建設業務請負契約の本契約締結及び運営・維持管理業務契約の締結
令和7年12月～ 令和10年10月（35か月間）	設計・建設期間 ただし、既存施設の解体撤去業務とこれに伴う渡り廊下や外構等に係る建設業務及びこれらを実施する上で必要な関連業務以外は、令和7年12月～令和10年1月（26か月間）とする。
令和10年1月	施設の引き渡し ただし、既存施設の解体撤去業務に伴う渡り廊下や外構等については、令和10年6月～令和10年10月の間で事業者が提案する時点とする。
令和10年2月～ 令和10年3月（2か月間）	開業準備期間
令和10年4月～ 令和25年3月（15年間）	運営・維持管理期間

1.13. 法令等の遵守

事業者は、本事業の実施に当たり、関連する最新の法令等を参照し、遵守する。

1.14. 個人情報保護

事業者は、本事業の実施に当たり、個人情報保護の重要性を認識し、業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱う。

2. 事業者の募集及び選定に関する事項

2.1. 事業者の募集及び選定方法

本事業では、設計・建設、開業準備、維持管理及び運営の各業務において、事業者による効率的・効果的なサービスの提供を求めることから、事業者の選定に当たっては、民間のノウハウ並びに創意工夫を総合的に評価することが必要である。したがって、事業者の選定方法は「公募型プロポーザル方式」により行うものとする。

2.2. 事業者の募集及び選定の手順

2.2.1. 事業者の募集・選定スケジュール

事業者の募集・選定スケジュール（予定）は、次のとおりとする。

	日程	内容
令和 7年	1月6日	実施方針及び要求水準書（案）（以下「実施方針等」という。）の公表
	1月14日	現地見学会（実施方針等公表時）
	1月17日	実施方針等に関する質問及び意見の受付期限
	1月31日	実施方針等に関する質問及び意見に対する回答公表
	2月20日～27日	個別対話の実施（実施方針等公表時）
	4月下旬	募集要項等の公表
	5月中旬	現地見学会（募集要項等公表時）
	5月中旬	募集要項等に関する質問受付期限
	6月上旬	募集要項等に関する質問に対する回答期限
	6月上旬	参加資格審査書類の受付期限
	6月中旬	参加資格審査結果の通知
	6月下旬	個別対話の実施（募集要項等公表時）
	8月中旬	提案書の受付期限
	10月中旬	提案書に関するヒアリング（プレゼンテーションを含む）
	10月中旬	優先交渉権者の決定及び公表
	11月上旬	基本協定の締結及び設計・建設業務請負契約の仮契約締結
12月下旬	設計・建設業務請負契約の本契約締結（議会承認後） 及び運営・維持管理業務委託契約の締結	

2.2.2. 募集及び選定の手続き等

(1) 現地見学会（実施方針等公表時）

本件施設用地の現地見学会を次のとおり開催する。

a) 開催日時

令和7年1月14日（火）15時00分から17時00分まで

b) 集合場所

丸亀市第二学校給食センター：丸亀市土器町北二丁目7番地1（現地集合）

c) 参加方法等

令和7年1月6日（月）から令和7年1月10日（金）12時00分までに、件名を「（企業名・現地見学会申込）丸亀市新第二学校給食センター整備運営事業」とし、現地見学会参加申込書（様式1）に記入の上、添付ファイルにて電子メールにより下記に提出すること。ただし参加状況によっては、1社あたりの人数を制限することがある。また、見学会で実施方針等の配布は行わない。

電子メール：kyushoku@city.marugame.lg.jp

d) 留意事項

- ア 既存センター棟、排水処理施設、ボイラー室、車庫、倉庫、その他外構等を見学対象とする。なお、既存センター棟の調理場内、米飯棟に立ち入ることはできない。
- イ 会場には駐車場がないため、公共交通機関等を利用すること。
- ウ 会場は全面禁煙とする。
- エ 会場における写真撮影は可とするが、撮影した写真は本事業に係る事業者の募集及び選定手続き以外に使用しないこと。

(2) 実施方針等に関する質問及び意見の受付

実施方針等に関する質問及び意見を次のとおり受け付ける。

a) 受付期間

令和7年1月14日（火）から令和7年1月17日（金）15時00分まで

b) 受付方法

件名を「（企業名・質問書）丸亀市新第二学校給食センター整備運営事業」とし、実施方針等に関する質問及び意見書（様式2）に記入の上、添付ファイルにて電子メールにより下記に提出すること。

電子メール：kyushoku@city.marugame.lg.jp

(3) 実施方針等に関する質問及び意見に対する回答

実施方針等に関する質問及び意見に対する回答は、質問者の特殊な技術やノウハウ等に関わ

り、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのあるものを除き、令和 7 年 1 月 31 日（金）に、市ホームページで公表する。

なお、市は、提出のあった質問及び意見のうち必要と判断した場合には、質問及び意見の提出者に直接ヒアリングを行うことがある。

(4) 個別対話（実施方針等公表時）

個別対話を次のとおり実施する。

事業をより良いものとするため、実施方針等についての意見を聴取し、サービスの質を高めるに資すると判断される意見等を募集要項等の公表資料に反映することを目的として、実施するものである。対話の参加方法等については以下の通りである。

a) 個別対話の位置づけ等

個別対話は、あくまで市と参加者の意思疎通を図る場であり、参加者にとっては提案内容そのものに関わる話題がある可能性があることを踏まえ、参加者ごとに個別に行うものとし、公開しないものとする。

b) 実施日時

令和 7 年 2 月 20 日（木）から令和 7 年 2 月 27 日（木）まで
時間は参加申し込みの状況に応じて決定する。

c) 開催場所

丸亀市役所会議室（予定）

d) 参加資格

個別対話の参加資格は、次の事項を満たす者とする。

- ア 本プロポーザルに参加しようとする単独企業もしくは複数企業のグループ
- イ 個別対話の実施日に「2.3. 参加者が備えるべき参加資格要件」の要件を満たす、または満たす見込みである者

e) 参加方法等

令和 7 年 2 月 3 日（月）から令和 7 年 2 月 12 日（水）15 時 00 分までに、件名を「（企業名・個別対話申込）丸亀市新第二学校給食センター整備運営事業」とし、個別対話申込書（様式 3-1 及び様式 3-2）に記入の上、添付ファイルにて電子メールにより下記に提出すること。

電子メール：kyushoku@city.marugame.lg.jp

f) 実施日時等の確定

個別対話の実施時間は、原則として、先着順とする。なお、個別対話の実施日時等については、参加申込のあった者に別途連絡する。

g) 個別対話の所要時間等

個別対話の時間は単独企業若しくは2者のグループの場合15分、3者のグループの場合30分、4者のグループの場合45分、5者以上のグループの場合60分とする。所要時間を必要としなかった場合は、所要時間経過以前でも終了可能とする。

h) 個別対話の進め方

- ア 参加者が主体となって対話を進めること。なお、事前に提出された質疑等の資料と同じ順序で進めなくてもよい。
- イ 市から、本事業について説明を行う必要がある場合は、全ての事業者に対して同じ内容の説明を行う。
- ウ 自己紹介は不要とし、名刺交換はしない。

i) 留意事項等

- ア 発言内容は、参加者・市の双方を拘束しないものとする。また、参加者・市の双方とも確約書・確認書等の書面のやり取りはしない。
- イ 個別対話のなかで、公平性の観点から全ての参加者に知らせるべき事項があった場合には、募集要項等に反映する。
- ウ 個別対話におけるやり取りをメモすることは認めるが、ICレコーダー等を用いて録音することは禁止する。
- エ 個別対話の実施に際しては、参加者から市への各種資料の提示は可とするが、受領はしない。
- オ 参加人数は、単独企業、複数企業のグループともに10名までとする。
- カ 同一企業が複数回参加することは不可とする。

(5) 募集要項等の公表

募集要項、要求水準書、事業者選定基準、様式集、基本協定書（案）、設計・建設業務請負契約書（案）及び運営・維持管理業務委託契約書（案）等を市ホームページで公表する。

(6) 現地見学会（募集要項等公表時）

本件施設用地及び配送校の現地見学会を開催する。現地見学会の参加方法等は「募集要項」に示す。

(7) 募集要項等に関する質問受付

募集要項等に関する質問を受け付ける。質問の方法等は「募集要項」に示す。

(8) 募集要項等に関する質問に対する回答の公表

募集要項等に関する質問に対する回答を公表する。回答の方法等は「募集要項」に示す。

(9) 参加資格審査書類の受付、参加資格審査結果の通知

本事業に関する参加資格審査書類を受け付ける。資格審査の結果は、参加者に通知する。

(10) 個別対話（募集要項等公表時）

参加者と市の個別対話を実施する。個別対話の参加方法等は「募集要項」に示す。

(11) 提案書の受付

参加資格審査通過者に対し、提案書の提出を求める。

提案書の提出方法、時期及び提案に必要となる書類の詳細等については、「募集要項」に示す。

(12) 優先交渉権者の決定及び公表

提出された提案書について評価を行い、丸亀市新第二学校給食センター整備運営事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の審査を経て、市が優先交渉権者を決定する。審査の結果は参加者に通知するとともに、市ホームページ等で公表する。

(13) 基本協定の締結及び設計・建設業務請負契約の仮契約締結

市は、優先交渉権者と基本協定を締結し、設計・建設業務請負契約の仮契約を締結する。

(14) 設計・建設業務請負契約の本契約締結及び運営・維持管理業務契約の締結

市は、設計・建設業務請負契約の締結に関する丸亀市議会の議決を経て、優先交渉権者と設計・建設業務請負契約の本契約を締結する。

また、運営・維持管理業務委託契約を設計・建設業務請負契約の本契約の締結と同一日に締結する。

2.3. 参加者が備えるべき参加資格要件

2.3.1. 参加者の構成等

参加者の構成等は、次のとおりとする。

ア 参加者は、本事業の設計・建設業務のうち設計を担当する企業（以下「設計企業」という。）、建設を担当する企業（以下「建設企業」という。）、工事監理を担当する企業（以下「工事監理企業」という。）、本事業の維持管理業務を担当する企業（以下「維持管理企業」という。）及び本事業の運営業務を担当する企業（以下「運営企業」という。）を含む複数の企業（以下「構成員」という。）のグループにより構成されるものとする。設計企業、建設企業、工事監理企業、維持管理企業及び運営企業は、一企業とすることも複数の企業の共同とすることも可能とする。

また、本事業を実施する上で必要となる上記以外の業務を担当する企業等（以下「その他企業」という。）を含めることができる。

イ 構成員の中で、代表企業を定めること。代表企業は、応募手続や優先交渉権者となった場合の契約事務を含め、市との調整・協議等における窓口役を担うほか、本事業に係る参加グループ内のすべての調整等の責任を負うものとし、市への書類提出及び市からの通知等については、原則として、すべて代表企業を通じて行う。なお、本事業に係る SPC（特別目的会社）の設立は不要とする。

ウ 構成員は、受託した又は請け負った業務の一部について、第三者に委託又は下請負人を使用することができるが、その際は、当該委託又は請負にかかる契約を締結する前に市に通知し、承諾を得るものとする。

ただし、上記に関わらず、設計企業、建設企業、工事監理企業、維持管理企業及び運営企業は、以下の業務に係る総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分について、第三者に委託又は下請負人を使用することはできない。

(ア) 設計企業：設計・建設業務のうち設計業務

(イ) 建設企業：設計・建設業務のうち建設業務

(ウ) 工事監理企業：設計・建設業務のうち工事監理業務

(エ) 維持管理企業：維持管理業務のうち建築物保守管理業務、建築設備保守管理業務

(オ) 運営企業：運營業務のうち調理業務、洗浄・消毒等業務、衛生管理業務

エ 同一の企業が複数の業務を実施することができるが、建設企業と工事監理企業を同一の者又は相互に資本関係若しくは人的関係のない者であること。

2.3.2. 参加者の資格要件

参加者の構成員は、以下の(1)の要件及び分担する業務範囲に応じた(1)～(6)の要件に該当しなければならない。

(1) 全構成員共通

ア 市の令和7年度指名競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。（なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項の規定に該当しない者である。）

ウ 丸亀市指名停止等措置規程（平成17年訓令第50号）による指名停止期間中の者でないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。

(ア) 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた後に、市の入札参加資格審査を受けた者

(イ) 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた後に、市の入札参加資格審査を受けた者

オ 次に掲げる者でないこと。

(ア) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある者

(イ) 政治上の主義を推進し、支持し又はこれに反対することを主たる目的としている団体及び特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職という。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）、若しくは公職にあた

-
- る者又は政党を推薦し、支持し、又はこれに反対することを目的としている者
- (ウ) 宗教の教義を広め、儀式行為を行い、又は信者を強化育成することを主たる目的としている者
- カ 参加者同士で、次のいずれかの関係に該当する場合は、同一参加グループに参加する場合を除き、そのうちの一者しか参加できない。
- (ア) 資本関係
- 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。
- a 親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- (イ) 人的関係
- 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、aについては、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。
- a 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- b 一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- (ウ) その他本プロポーザルの適正さが阻害されると認められる場合
- 前（ア）及び（イ）と同視し得る関係があると認められる場合
- キ 本事業の業務に携わる次の者並びに次の者と資本関係又は人的関係のない者であること。
- 株式会社アトラスワークス 東京都中央区日本橋2丁目1-17 丹生ビル2階
はげのき法律事務所 東京都中央区築地2-3-4 メトロシティ築地新富町601号
- ク 選定委員会の委員及び委員が属する法人と資本関係又は人的関係のない者であること。

(2) 設計企業

- 設計企業は、次の全ての要件を満たしていること。なお、設計企業を複数の企業とする場合、全ての企業がアの要件を満たし、かつ少なくとも1者はア～エの要件を満たしていること。
- ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- イ 国又は地方公共団体が発注した新築、かつ延床面積1,600㎡以上の公共施設（平成27年4月以降に竣工した施設に限る）の実設計を元請として完了した実績を有していること。
- ウ 平成27年4月以降に竣工したドライシステムの学校給食センター（学校給食法に定める義務教育諸学校の共同調理場をいう。以下同じ。）の実設計を元請として完了した実績を有していること。
- エ 建築士法第2条の規定による一級建築士の資格を有する技術者（参加資格審査書類提出日において当該設計企業と3か月以上の直接的な雇用関係にある者に限る。）を配置できること。

(3) 建設企業

建設企業は、建築企業、給排水設備企業、電気設備企業で構成し、次の要件を満たしていること。

a) 建築企業

ア 特定建設工事共同企業体の組成

建築企業は、代表者及び代表者以外の構成員による特定建設工事共同企業体（以下「建築JV」という。）とすること。

イ 建築JVの要件

建設JVは、次の全ての要件を満たすこと。

- (ア) 代表者を含む構成員の数は2者又は3者であり、任意かつ自主的に結成するものであること。
- (イ) 各構成員の出資比率は、次のとおりとすること（この出資比率は、最小限度基準であり、代表者を含む構成員の協議によってこの出資比率以上の割合を定めること）。
 - ・ 2者の場合にあつては30%以上であること。
 - ・ 3者の場合にあつては20%以上で、かつ代表者を除く構成員の出資比率の合計が50%以上であること。
- (ウ) 代表者は、その出資比率が構成員中最大であること。
- (エ) 代表者を含む構成員が、本事業において、他の共同企業体の構成員でないこと。

ウ 代表者の要件

建築JVの代表者は、次の全ての要件を満たすこと。

- (ア) 市の令和7年度建設工事指名競争入札参加資格者名簿に登載され、かつ、建築一式工事において丸亀市建設工事指名競争入札参加者資格基準第2条第1項に規定する総合点数が1,000点以上であること。
 - (イ) 建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定による建築一式工事の特定建設業の許可を受けていること。
 - (ウ) 丸亀市内に建設業法第3条第1項に規定する営業所を有すること。
※営業所としての実態がないと市が判断した場合は、「制限付き一般競争入札及び指名競争入札における営業所認定基準」に準じて、本事業に参加できないものとする。
 - (エ) 下記の要件を全て満たす工事の元請業者（共同企業体の場合は、出資比率が20%以上の構成員に限る。）としての施工実績があること。
 - ・ 平成22年4月1日以降に工事が完成し、引渡し完了した工事であること。
 - ・ 地上部の構造が鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、一棟の延べ床面積が900㎡以上の建築物（主要用途が工場、倉庫、駐車場その他これに類する建築物を除く。以下同じ。）の建築工事一式（新築、増築又は改築における工事に限る。以下同じ。）であること。

注）共同企業体の構成員については、その出資比率を延べ床面積に乗じた面積を施工実績とみなす。
-

(オ) 下記の要件を全て満たす技術者(参加資格審査書類提出日において当該建設企業と3か月以上の直接的な雇用関係にある者に限る。)を専任で配置できること。

- ・平成22年4月1日以降に工事が完成し、引渡しが完了した工事であり、地上部の構造が鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、一棟の延べ床面積が900㎡以上の建築物(主要用途が工場、倉庫、駐車場その他これに類する建築物を除く。以下同じ。)の建築工事一式の監理技術者、主任技術者、担当技術者又は現場代理人としての施工経験があること。
- ・工期(工期の終期は工事完了年月日とする。)の2分の1以上従事していること。
- ・建設業法第27条の18第1項の規定による監理技術者資格者証(建築工事業に係るものに限る。)及び監理技術者講習修了証を有すること。

注) 共同企業体の構成員としての施工実績の場合は、その出資比率を延べ床面積に乗じた面積を施工実績とみなす。

エ 代表者以外の構成員の要件

建築JVの代表者以外の構成員のうち少なくとも1社は、次の全ての要件を満たすこと。

- (ア) 建設業法第15条の規定による建築一式工事の特定建設業の許可を受けていること。
- (イ) 市の令和7年度建設工事指名競争入札参加資格者名簿に登載され、かつ丸亀市建設工事指名競争入札参加者資格基準第3条の等級別格付けで建築工事一式のA等級の格付けを受けていること。
- (ウ) 丸亀市内に建設業法第3条第1項に規定する営業所(主たる営業所(本社・本店)に限る。)を有すること。
※営業所としての実態がないと市が判断した場合は、「制限付き一般競争入札及び指名競争入札における営業所認定基準」に準じて、本事業に参加できないものとする。
- (エ) 建設業法第26条の規定による主任技術者の資格を有する技術者(参加資格審査書類提出日において当該建設企業と3か月以上の直接的な雇用関係にある者に限る。)を専任で配置できること。

b) 給排水設備企業の要件

給排水設備企業は、次の全ての要件を満たしていること。なお、給排水設備企業を複数の企業とする場合、全ての企業がア、イの要件を満たし、かつ少なくとも1者がエ、オの要件を満たし、少なくとも1者がウの要件を満たしていること。

- ア 市の令和7年度建設工事指名競争入札参加資格者名簿に登載され、かつ丸亀市建設工事指名競争入札参加者資格基準第3条の等級別格付けで管工事のA等級の格付けを受けていること。
- イ 建設業法第15条の規定による管工事の特定建設業許可を受けている者。
- ウ 丸亀市内に建設業法第3条第1項に規定する営業所(主たる営業所(本社・本店)に限る。)を有すること。
※営業所としての実態がないと市が判断した場合は、「制限付き一般競争入札及び指名競争入札における営業所認定基準」に準じて、本事業に参加できないものとする。
- エ 下記の要件を全て満たす工事の元請業者(共同企業体の場合は、出資比率が20%以上の

構成員に限る。)としての施工実績があること。

- ・ 平成 22 年 4 月 1 日以降に工事が完成し、引渡し完了した工事であること。
- ・ 地上部の構造が鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、一棟の延べ床面積が 900 m²以上の建築物（主要用途が工場、倉庫、駐車場その他これに類する建築物を除く。以下同じ。）の管工事（新築、増築又は改築における工事に限る。以下同じ。）であること。

注) 共同企業体の構成員については、その出資比率を延べ床面積に乗じた面積を施工実績とみなす。

オ 下記の要件を全て満たす技術者（参加資格審査書類提出日において当該建設企業と 3 か月以上の直接的な雇用関係にある者に限る。）を専任で配置できること。

- ・ 平成 22 年 4 月 1 日以降に工事が完成し、引渡し完了した工事であり、地上部の構造が鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、一棟の延べ床面積が 900 m²以上の建築物（主要用途が工場、倉庫、駐車場その他これに類する建築物を除く。以下同じ。）の管工事の監理技術者、主任技術者、担当技術者又は現場代理人としての施工経験があること。
- ・ 工期（工期の終期は工事完了年月日とする。）の 2 分の 1 以上従事していること。
- ・ 建設業法第 27 条の 18 第 1 項の規定による監理技術者資格者証（建築工事業に係るものに限る。）及び監理技術者講習修了証を有すること。

注) 共同企業体の構成員としての施工実績の場合は、その出資比率を延べ床面積に乗じた面積を施工実績とみなす。

c) 電気設備企業の要件

電気水設備企業は、次の全ての要件を満たしていること。なお、電気設備企業を複数の企業とする場合、全ての企業がア、イの要件を満たし、かつ少なくとも 1 者がエ、オの要件を満たし、少なくとも 1 者がウの要件を満たしていること。

ア 市の令和 7 年度建設工事指名競争入札参加資格者名簿に登載され、かつ丸亀市建設工事指名競争入札参加者資格基準第 3 条の等級別格付けで電気工事の A 等級の格付けを受けていること。

イ 建設業法第 15 条の規定による電気工事の特定建設業許可を受けている者。

ウ 丸亀市内に建設業法第 3 条第 1 項に規定する営業所（主たる営業所（本社・本店）に限る。）を有すること。

※営業所としての実態がないと市が判断した場合は、「制限付き一般競争入札及び指名競争入札における営業所認定基準」に準じて、本事業に参加できないものとする。

エ 下記の要件を全て満たす工事の元請業者（共同企業体の場合は、出資比率が 20%以上の構成員に限る。）としての施工実績があること。

- ・ 平成 22 年 4 月 1 日以降に工事が完成し、引渡し完了した工事であること。
- ・ 地上部の構造が鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、一棟の延べ床面積が 900 m²以上の建築物（主要用途が工場、倉庫、駐車場その他これに類する建築物を除く。以下同じ。）の電気工事（新築、増築又は改築における工事に限る。以下同じ。）であること。

注) 共同企業体の構成員については、その出資比率を延べ床面積に乗じた面積を施工実績とみなす。

オ 下記の要件を全て満たす技術者（参加資格審査書類提出日において当該建設企業と3か月以上の直接的な雇用関係にある者に限る。）を専任で配置できること。

- ・ 平成22年4月1日以降に工事が完成し、引渡しが完了した工事であり、地上部の構造が鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、一棟の延べ床面積が900㎡以上の建築物（主要用途が工場、倉庫、駐車場その他これに類する建築物を除く。以下同じ。）の電気工事の監理技術者、主任技術者、担当技術者又は現場代理人としての施工経験があること。
- ・ 工期（工期の終期は工事完了年月日とする。）の2分の1以上従事していること。
- ・ 建設業法第27条の18第1項の規定による監理技術者資格者証（建築工事業に係るものに限る。）及び監理技術者講習修了証を有すること。

注) 共同企業体の構成員としての施工実績の場合は、その出資比率を延べ床面積に乗じた面積を施工実績とみなす。

(4) 工事監理企業

工事監理企業は、次の全ての要件を満たしていること。なお、工事監理企業を複数の企業とする場合、全ての企業がアの要件を満たし、かつ少なくとも1者はア～エの要件を満たしていること。

- ア 建築士法第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- イ 国又は地方公共団体が発注した新築、かつ延床面積1,600㎡以上の公共施設（平成27年4月以降に竣工した施設に限る）の工事監理を元請として完了した実績を有していること。
- ウ 平成27年4月以降に竣工したドライシステムの学校給食センターの工事監理を元請として完了した実績を有していること。
- エ 建築士法第2条の規定による一級建築士の資格を有する技術者（参加資格審査書類提出日において当該工事監理企業と3か月以上の直接的な雇用関係にある者に限る。）を配置できること。

(5) 維持管理企業

維持管理企業は、次の要件を満たしていること。なお、維持管理企業を複数の企業とする場合、少なくとも1者は要件を満たしていること。

- ア 平成27年4月以降に、国又は地方公共団体が発注した維持管理業務を元請として完了した実績を有していること。

(6) 運営企業

運営企業は、次の全ての要件を満たしていること。なお、運営企業を複数の企業とする場合、全ての企業がアの要件を満たし、かつ少なくとも1者はア及びイの要件を満たしていること。

- ア 食品衛生法の規定により営業の許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと。

-
- イ 平成 27 年 4 月以降に、小学校又は中学校を対象としたドライシステムの学校給食施設において、1 日 750 食以上を提供する調理業務を 5 年以上、かつ、アレルギー対応給食の調理業務を 3 年以上、元請けとして経験していること。

2.3.3. 地域経済への配慮等

本事業の実施に当たっては、丸亀市内に本社、本店等の主たる営業所を有する事業者の積極的な活用や地元雇用の創出に努めるとともに、事業期間中における必要な物資・飲食物・消耗品等を市内から調達するなど、地域経済の振興に配慮すること。

2.3.4. 参加資格の確認

参加資格の確認基準日は、参加資格審査書類の受付締切日とする。ただし、参加資格確認後、優先交渉権者の決定日までの間に、参加者の構成員が上記参加者の備えるべき参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、次のとおりとする。

- ア 構成員のうち、代表企業が参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、失格とする。
- イ 構成員のうち、代表企業以外の者が参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、市と協議のうえ、市が当該構成員の除外又は変更を認めた場合に限り、引き続き有効とする。

2.4. 審査及び選定に関する事項

2.4.1. 審査及び選定に関する基本的考え方

市は、参加者が提出した提案書の評価を行うため、学識経験者及び市職員で構成する選定委員会を設置する。選定委員会では、提案書等の審査を行い、市は、選定委員会の審査により選定された最優秀提案をもとに、優先交渉権者を決定する。また、審査に当たり、参加者からのヒアリングを実施する予定である。

2.4.2. 審査の方法

(1) 参加資格審査

参加資格審査申請書類について、参加資格要件の具備を確認し、参加資格審査結果を参加資格審査申請書類提出者に通知する。

(2) 提案書審査

「事業者選定基準」に従って、選定委員会において提案書を審査して最優秀提案を選定し、市長に報告する。市長は、選定委員会の報告を踏まえ、優先交渉権者を決定する。

なお、提案書の審査は、参加者の提出した提案内容について、評価項目ごとに得点化して行う。

(3) 審査事項

審査事項は、「事業者選定基準」に示す。

(4) 審査結果

審査結果は公表する。

(5) 提案書の取り扱い

a) 著作権

参加者から提出された提案書の著作権は、参加者に帰属する。

ただし、市は、本事業の公表及びその他市が必要と認める場合、優先交渉権者として選定された参加者の提案書の一部又は全部を無償で使用でき、優先交渉権者決定結果の公表に必要な範囲でその他の参加者の提案書の一部を無償で使用できるものとする。また、提案書は、情報公開請求等がなされた場合又は市が提案書の公表が必要と判断する場合は、丸亀市情報公開条例（平成 17 年条例第 21 号）に基づき、その一部又は全部を公開又は公表することがある。なお、提出を受けた書類は一切返却しない。

b) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令等に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、参加者が負うものとする。

これによって市が損失又は損害を被った場合には、当該参加者は市に対して当該損失及び損害を補償及び賠償しなければならない。

3. 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

3.1. 責任分担に関する基本的な考え方

本事業における責任分担の基本的な考え方は、市と事業者が適正にリスクを分担することにより、質の高いサービスを長期の契約期間において確実に提供することを目指すものである。したがって、施設の設計・建設、開業準備及び運営・維持管理の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

3.2. 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び市と事業者の責任分担は、原則として表 リスク分担（案）に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、事業契約書（案）に示すものとする。

3.3. 事業の実施状況の監視

市は、事業者が実施する施設の設計・建設、開業準備及び運営・維持管理について、定期的にモニタリングを行う。なお、具体的なモニタリング方法等については、事業契約書（案）に定める。

また、事業者の提供する施設の設計・建設、開業準備及び運営・維持管理に係るサービスが十分に達せられない場合、市は事業者に対して是正勧告を行い、修復策の提出・実施を求めるとともに、必要に応じて、サービスに対する支払いの減額等を行うことができることとする。減額等の方法については、事業契約書（案）に示す。

表 リスク分担表（案）

段階	リスクの種類	整理 No	概要	負担者	
				市	事業者
共通	募集手続	1	募集要項の誤り、募集手続の誤り	○	
	法令変更	2	本事業に直接関係する法令の新設・変更等	○	
		3	その他広く事業者一般に影響を与える法令の新設・変更等		○
	税制変更	4	事業者の利益に課される税制度の新設・変更等		○
		5	上記以外の税制度の新設・変更等	○	
	許認可取得遅延	6	市の帰責事由による許認可の取得遅延	○	
		7	上記以外の事由による許認可の取得遅延		○
	住民対応	8	本事業を行うこと自体に関する反対運動・訴訟等	○	
		9	事業者が行う業務、提案内容に関する訴訟・苦情等		○
	環境問題	10	事業者が行う業務、提案内容に起因する環境問題（騒音、振動、臭気、電波障害、有害物質の排出など）		○
	第三者への賠償	11	市の帰責事由により第三者に損害を与えた場合	○	
		12	事業者の帰責事由により第三者に損害を与えた場合		○
	事業内容の変更	13	市の政策変更により、事業の内容が変更される場合	○	
	物価変動	14	施設供用開始前の物価や労務費等の変動（※1）	○	○
		15	施設供用開始後の物価や労務費等の変動（※2）	○	○
	本事業の中止・延期	16	市の帰責事由により本事業を中止・延期した場合	○	
		17	事業者の帰責事由により本事業を中止・延期した場合		○
	構成員の能力不足等	18	事業者の構成員の能力不足等による事業悪化		○
不可抗力	19	不可抗力による損害（※3）	○	○	
契約前	応募費用	20	本事業への応募に係る費用		○
	契約の未締結・遅延	21	事業者の帰責事由による契約締結遅延等		○
		22	議会の議決が得られない	○	○
		23	上記以外の事由による契約締結遅延等	○	

表 リスク分担 (案)

段階	リスクの種類	整理 No	概要	負担者	
				市	事業者
設計	測量・調査	24	市が実施した測量、調査に関するもの	○	
		25	事業者が実施した測量、調査に関するもの		○
	計画・設計・仕様変更	26	市の帰責事由により変更する場合	○	
		27	事業者の帰責事由により変更する場合		○
	調査費・設計費等の増大	28	市の帰責事由により調査費や設計費等が増大した場合	○	
		29	事業者の帰責事由により調査費や設計費等が増大した場合		○
	設計の完了遅延	30	市の帰責事由により遅延した場合の損害	○	
31		事業者の帰責事由により遅延した場合の損害		○	
建設	用地の確保	32	本件施設用地の確保に関するもの	○	
		33	本件施設用地以外の、本件施設建設に要する用地の確保に関するもの		○
	用地の瑕疵	34	市が公表した資料から予測可能なもの		○
		35	上記以外の土地の瑕疵	○	
	地質・地盤	36	当初調査では予見不可能な地質・地盤状況により、工法、工期などに変更が生じた場合の追加費用	○	
		37	市の帰責事由によるもの	○	
	工事遅延	38	事業者の帰責事由によるもの		○
		39	市の帰責事由によるもの	○	
	工事費増大	40	事業者の帰責事由によるもの		○
		41	本件施設完成後、市の検査で要求性能に不適合の部分、施工不良部分が発見された場合		○
施設損害	42	工事材料、建設機械器具、引渡し前の工事目的物について生じた損害、その他工事の施工に関して生じた損害		○	
工事監理の不備	43	工事監理の不備により工事内容、工期などに不具合が発生した場合		○	
運営・維持管理	運営開始の遅延	44	市の帰責事由によるもの	○	
		45	事業者の帰責事由によるもの		○
	事業内容の変更	46	市の帰責事由による事業内容の変更(用途変更など)	○	
	支払遅延・不能	47	市の帰責事由による委託料の支払の遅延・不能によるもの	○	
	要求水準未達	48	事業者の行う運営・維持管理業務の内容が事業契約書に定める水準に達しない場合		○
	運営・維持管理費の増大	49	市の帰責事由によるもの	○	
		50	事業者の帰責事由によるもの		○
	施設等の損傷	51	市の帰責事由によるもの	○	
		52	経年劣化によるもの		○
		53	事業者の帰責事由によるもの		○
施設等の契約適合	54	契約不適合責任期間内		○	
	55	契約不適合責任終了後	○		

表 リスク分担（案）

段階	リスクの種類	整理 No	概要	負担者	
				市	事業者
運営・維持管理	需要変動	56	給食形態の変更等、市の事由によるもの	○	
		57	園児・児童・生徒数、教職員数の変動によるもの（※4）	○	○
		58	残渣の変動		○
	食中毒・異物混入	59	検収時前における食品の異常	○	
		60	検収業務における食品の異常の見落とし等によるもの		○
		61	検収後の保存方法に起因する食品の異常		○
		62	調理過程における調理方法の不適による食品の異常		○
		63	配送業務に起因する場合		○
	食物アレルギー対応	64	食物アレルギーをもつ生徒の情報収集不備、食物アレルギー情報伝達のミス、校内での配食ミス、食品調達時の誤り	○	
		65	突発的な発症（事前の把握が困難な食物アレルギー物質による）	○	
		66	事業者の帰責事由によるもの		○
	配送の遅延	67	交通混雑、悪天候による遅延のうち、通常想定できない要因によるもの	○	
		68	上記以外の交通混雑、悪天候によるもの		○
		69	調理の遅延によるもの		○
		70	事業者の交通事故による遅延		○
		71	食品の納入遅延による遅延	○	
	運搬費増大	72	配送校の変更による運搬費の増大	○	
73		交通事情の悪化による運搬費の増大		○	
移管	性能確保	74	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		○
	事業終了時の手続き	75	事業の終了手続きに係る諸費用に関するもの		○

（※1）建設業務では－1.5%以上＋1.5%以下の物価変動は事業者が負担することを予定している。

（※2）運営・維持管理業務では規定する指標に基づき、－1.5%以上＋1.5%以下の物価変動は事業者が負担することを予定している。

（※3）請負代金及び委託料の－1%以上＋1%以下の損害は事業者が負担することを予定している。

（※4）提供対象者数（事業者が給食を提供すべき園児・児童・生徒数と教職員数を合算した数）が、2,000人／日以上又は4,000人／日以下とならない可能性がある場合は、委託料の見直し等を行う。

4. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

4.1. 本件施設用地の立地条件等

- | | |
|--------------|--------------------------|
| ア 所在地 | 丸亀市土器町北二丁目 8 番地及び 7 番地 1 |
| イ 面積 | 約 7,000 m ² |
| ウ 都市計画規制 | |
| (ア) 都市計画区域 | 市街化区域 |
| (イ) 用途地域 | 工業地域、準工業地域 |
| (ウ) 建ぺい率・容積率 | 60%・200% |

※ 上記は参考として示すものであり、事業者は、本事業の検討・実施等に当たって、自らの責任において関係機関等への確認を行うこと。

4.2. 施設要件

4.2.1. 基本的考え方

学校給食センターにおける施設・設備等については、衛生的かつ安全であることが最も重要である。機能の詳細については「要求水準書」に示すが、「学校給食衛生管理基準」及び「大量調理施設衛生管理マニュアル」等に基づき、高い衛生水準を実現するとともに、ドライシステムによる汚染・非汚染作業区域の明確なゾーニング、HACCP の概念を取り入れた衛生管理、食物アレルギー対応食の提供に対応した施設・設備等を想定している。また、地産地消への取り組みや食育との関わりへの配慮、環境負荷の低減への配慮などの実現も目指している。

4.2.2. 献立方式

献立方式の詳細については「要求水準書」に示す。

4.2.3. 施設規模

1 日当たり最大 4,000 食が無理なく供給、業務処理等できる施設とする。

4.2.4. 施設機能

本件施設に必要な、施設内容は以下のものが想定される。なお、市として施設・設備構成、規模、設計等に要求する水準については「要求水準書」に示す。

区域区分		諸室等
一般エリア	市専用部分	市職員用事務室、小会議室、市職員用便所 等
	共用部分	市職員用玄関、見学者通路、研修室、調理実習室、来客用便所、多目的便所、廊下等、施設出入口、エレベーター、機械室・電気室・ボイラー室 等
	事業者専用部分	事業者用事務室、事業者用出入口、食堂兼休憩室、事業者用便所、配送員用控え室 等
給食エリア	汚染作業区域	[検収・下処理ゾーン] 食材搬入用プラットフォーム、野菜荷受室、魚肉卵荷受室、野菜検収室、魚肉卵検収室、泥落室、魚肉下処理室、野菜下処理室、卵処理室、冷蔵室・冷凍室、油庫、可燃物庫・不燃物庫、汚染区域用器具洗浄室、食品庫・調味料庫、調味料計量室、物品倉庫 等 [洗浄ゾーン] 洗浄室、残渣室、回収風除室 等
	非汚染作業区域	[調理ゾーン] 野菜上処理室、煮炊き調理室、揚物・焼物・蒸物調理室、和え物調理室、果物等処理室、アレルギー対応調理室、非汚染区域用器具洗浄室 等 [配送・コンテナプールゾーン] 配送用風除室、コンテナ室 等
	一般区域	汚染作業区域準備室、非汚染作業区域準備室、調理従事者更衣室、洗濯・乾燥室、調理従事者用便所、倉庫 等
付帯施設	排水処理施設、受水槽、ゴミ置場、植栽、駐車場、駐輪場、備蓄倉庫、移動式釜保管庫、プロパンガス保管庫、本件施設用地内通路、門扉及び扉、防火水槽 等	

5. 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業契約の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約書に規定する具体的措置に従う。また、事業契約に関する紛争については、高松地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

6. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、その発生事由ごとに事業契約書（案）の規定に従い、次の措置をとることとする。

6.1. 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- ア 事業者の提供するサービスが、事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は、事業者に対して是正勧告を行い、一定期間内には是正策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内には是正することができなかつたときは、市は、事業契約を解除することができる。
- イ 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は事業契約を解除することができる。

ウ 前2号の規定により市が事業契約を解除した場合、事業者は、市に生じた損害を賠償しなければならない。

6.2. 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- ア 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解除することができるものとする。
- イ 前号の規定により事業者が事業契約を解除した場合、市は、事業者に生じた損害を賠償するものとする。

6.3. 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他、市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、市及び事業者双方は、事業継続の可否について協議する。

一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、市及び事業者は、事業契約を解約することができるものとする。詳細については事業契約書（案）に示す。

6.4. その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、各種契約書（案）に定める。

7. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

7.1. 法制上及び税制上の措置に関する事項

事業者が本事業を実施するに当たり、法改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、市と事業者で協議する。

現段階では、本事業に関する法制上及び税制上の措置等を想定していない。

7.2. 財政上及び金融上の支援に関する事項

7.2.1. 交付金及び地方債等

市は、本事業においての交付金及び地方債等を充当することを前提としているため、事業者は、交付金又は起債申請等に必要な書類等の作成及び支援を行う。

7.2.2. その他の財政上又は金融上の支援

事業者が本事業を実施するに当たり、交付金及び地方債以外の財政上又は金融上の支援を受けることができる可能性がある場合には、市はこれら支援を事業者が受けることができるよう協力する。

市は、事業者に対する補助、出資、保証等の支援は行わない。

8. その他事業の実施に関し必要な事項

8.1. 議会の議決

市は、令和7年度当初予算に債務負担行為の設定に関する議案と、令和7年丸亀市議会12月定例会に設計・建設業務請負契約の締結に関する議案を提出する予定である。

8.2. 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、適宜、市ホームページ等により行う。

8.3. 本事業において使用する言語等

本事業において、使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とする。

8.4. 本プロポーザルの参加に伴う費用負担

本プロポーザルの参加に伴う費用は、すべて参加者の負担とする。

8.5. 実施方針に関する問合せ先

実施方針等に関する問合せ先は、次のとおりとする。

丸亀市教育委員会 教育部 学校給食センター 〒763-0083 丸亀市土器町北二丁目7番地1 電話：0877-25-2096 電子メール：kyushoku@city.marugame.kagawa.jp
--